

国際教養大学事務組織規程

平成 19 年 3 月 1 日
理事長 決 定
規 程 第 1 6 号

(目的)

第1条 この規程は、国際教養大学学則第6条に規定する事務局に関し必要な事項を定めるものである。

(シニアディレクター)

第2条 本学にシニアディレクターを置く。

2 シニアディレクターのうち、次長の職にある者は、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学に関する渉外に関すること
- (2) 県及び事務局各課室等の連絡調整に関すること
- (3) 法令遵守に関すること
- (4) 特定課題に関すること
- (5) その他学長が特に指示する事項に関すること

3 シニアディレクターのうち、参事の職にある者は、次の事務をつかさどる。

- (1) 上司の命を受けて、所管する課、室又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督すること
- (2) 特定課題に関すること
- (3) その他学長が特に指示する事項に関すること

(ディレクター)

第3条 本学にディレクターを置く。

2 ディレクターのうち、課長、室長又はセンター長の職にある者は、次の事務をつかさどる。

- (1) 上司の命を受けて、所管する課、室又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督すること
- (2) その他学長が特に指示する事項に関すること

(シニアスタッフ等)

第4条 本学にシニアスタッフ及びスタッフを置く。

2 シニアスタッフ及びスタッフは、上司の命を受けて、担当する事務を処理する。

(アドバイザー)

第5条 本学にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは次の事務をつかさどる。

- (1) シニアディレクター又はディレクターを補佐すること
- (2) その他学長が特に指示する事項に関すること

(専門職員)

第6条 本学に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受けて、次の事務を行う。

- (1) 図書司書業務に関すること

- (2) 大学情報基盤、ネットワークに関すること
- (3) 学生のカウンセリングに関すること
- (4) 就職・キャリア開発に関すること
- (5) その他特に必要と認める専門業務
(高度専門職)

第7条 本学に高度専門職として次の職を置き、シニアディレクター、ディレクター、シニアスタッフ又はスタッフをもって充てる。

- (1) 修学・健康支援コーディネーター
- (2) IR担当官
- (3) アドミッション・オフィサー

2 高度専門職は、上司の命を受けて、次の事務をつかさどる。

- (1) 修学・健康支援コーディネーター 障害学生（国際教養大学障害学生修学等支援規程第2条に規定する障害学生をいう。）の修学、学生生活等の支援に関すること
- (2) IR担当官 戦略的な大学運営に必要な情報の収集・分析その他のインスティテューショナル・リサーチ（IR）に関すること
- (3) アドミッション・オフィサー 本学の「求める学生像」に合致する高校生に対する入学勧奨に関すること

(事務組織)

第8条 本学に、総務課、ICT・教学推進室、教職員支援室、監査室、企画課、研究・地域連携支援課、入試室、教務課、学修支援室、学生課、キャリア開発センター及び国際センターを置く。

(総務課)

第9条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務総括及び連絡調整に関すること
- (2) 財務・出納事務に関すること
- (3) リスク管理に関すること
- (4) 監査（内部監査を除く。）に関すること
- (5) 寄附に関すること
- (6) 各種式典に関すること
- (7) 施設設備整備に関すること
- (8) その他他課に属さない事務に関すること

(ICT・教学推進室)

第10条 ICT・教学推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学情報基盤・ネットワーク全般に関すること
- (2) ICTを活用した教学の推進に関すること
- (3) 大学事務システムに関すること

(教職員支援室)

第11条 教職員支援室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 理事長及び常勤の理事の秘書業務に関すること
- (2) 学長及び副学長の秘書業務に関すること

- (3) 教職員の人事及び評価に関すること
 - (4) 給与及び労務管理に関すること
 - (5) 福利厚生に関すること
 - (6) ハラスメントに関すること
 - (7) 教職員の懲戒審査に関すること
 - (8) 労働相談に関すること
 - (9) 公舎に関すること
 - (10) 職員の資質向上及び能力開発に関すること
 - (11) その他教職員の支援に関すること
- (監査室)

第12条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査に関すること
- (企画課)

第13条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学経営の進行管理に関すること
 - (2) 大学評価に関すること
 - (3) 規程の整備に関すること
 - (4) 大学広報に関すること
 - (5) スーパーグローバル大学創成支援事業の推進に関すること
 - (6) その他大学の企画・調査に関すること
- (研究・地域連携支援課)

第14条 研究・地域連携支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 社会・地域貢献に関すること
 - (2) 研究・受託事業に関すること
 - (3) サポーターズクラブに関すること
 - (4) A I L A (応用国際教養教育)の推進に関すること
 - (5) アジア地域研究連携機構の事務局に関すること
- (入試室 (アドミッションズ・オフィス))

第15条 入試室 (アドミッションズ・オフィス) においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生募集、入学試験に関すること
 - (2) オープンキャンパスに関すること
- (教務課)

第16条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育研究会議・大学院運営委員会・教授会・大学院研究科委員会に関すること
 - (2) 履修・成績管理に関すること
 - (3) 教科書業務に関すること
 - (4) 学部・大学院の教育課程に関すること
 - (5) 学修改革の推進に関すること
 - (6) その他教務に関すること
- (学修支援室)

第17条 学修支援室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館の運営に関する事
 - (2) 能動的学修・評価センターの運営に関する事
 - (3) 大学院進学支援に関する事
 - (4) 教員の資質向上支援（FD）に関する事
 - (5) その他学修の支援に関する事
- （学生課）

第18条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の身分に関する事
 - (2) 学生生活に関する事
 - (3) 奨学金に関する事
 - (4) 授業料の減免に関する事
 - (5) 心身の健康管理など学校保健に関する事
 - (6) その他学生に関する事
- （キャリア開発センター）

第19条 キャリア開発センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターンシップ等キャリア教育支援に関する事
 - (2) 進路相談・指導に関する事
 - (3) 就職先・キャリアの開発に関する事
- （国際センター）

第20条 国際センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海外との提携に関する事
 - (2) 学生の留学に関する事
 - (3) 留学生の受入れに関する事
 - (4) その他留学に関する事
- （チーム及びチームリーダー）

第21条 各課・室及びセンターには、担当する事務を整理するため、チーム及びチームリーダーを置くことができるものとする。

- 2 前項により設置したチームの名称については、事務局長が定めるものとする。
- （その他）

第22条 各課室等の事務分掌又は所掌事務については、この規程に定めるもののほか、必要に応じ別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年9月18日から施行する。

2 この規程による改正後の国際教養大学事務組織規程第7条の規定並びに第11条第1号及び第9号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

3 この規程による改正後の国際教養大学事務組織規程第11条第6号の規定は、平成25年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 当分の間、本学に入試室長心得を置き、スタッフをもって充てる。

3 入試室長心得は、入試室長に代わり、第15条に規定されている事務をつかさどる。

4 このほか、本学の諸規定において入試室長が担当するものとして規定されている事項については、入試室長に代わり入試室長心得がつかさどる。